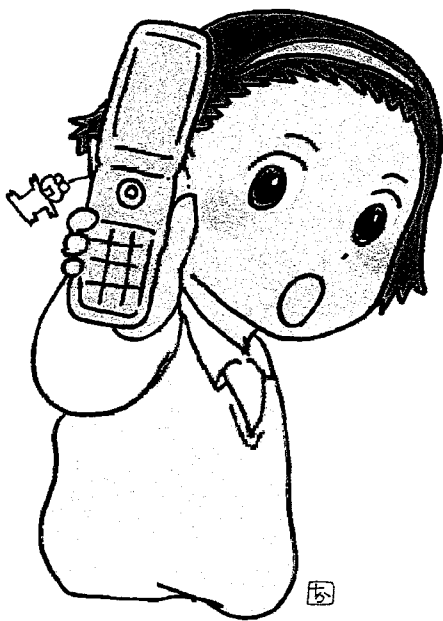


**これだけは知っておこう！**

**ケータイ・インターネット  
～トラブル編～**



ケータイに利用した覚えのない支払いを求めるメールがきました。画面には5万円支払ってください、と書いてあります。あなたなら、どうする…？

**保護者の皆様へ：お子様と一緒に読んでください**

監修：三重県消費生活対策審議会消費者教育研究部会

# 怪しいサイトへのアクセスは気をつけよう

～不当請求のケース～

広告メール

(ケータイ画面)



(インターネット画面)



ここを  
クリック  
すると



当クラブへの入会ありがとうございます。  
あなたの個人識別番号  
キャリア：〇〇〇 (携帯電話会社)  
機種：AAA1234  
ID：×××××  
メールアドレス  
アケニア  
ご入会手続きを完了しました。  
ご利用期間：60日  
ご利用料金：2万円  
振込口座：★★銀行★支店  
口座番号■■■■■  
支払期限：2011年4月1日  
上記口座にお振込みください。また、未払いの場合、  
利用規約に基づき個人識別  
番号をもとに延滞金40,000  
円、延滞1日につき3,000  
円の損害金を加算します。



お金を要求さ  
れているよ！  
支払わなけれ  
ばいけないの  
かな！

## あわてないで！

このような画面が表示されても、あわてないで！

広告で無料と書かれていたりすると、ついクリックしちゃったということがあるよね。そういうときに、このような画面に切り替わっちゃったという体験をした人もいるかもしれません。

その時は、一人で解決しようと思わないで、勇気を持って家族や先生に相談しよう！

そもそも、怪しいサイトへのアクセスはダメだよ！

## 怪しいメールが届いたら、家族や先生に相談しよう

～架空請求のケース～ Subject: 【御請求通知】

To : shouhisya@higai.bousi.jp

件名: 【御請求通知】 回収整理番号 : 1 2 3 4

《大至急御連絡致します》

この度は以前にあなた様を使用された電話回線から接続された出会いサイトの利用料金について運営業者様より未納利用料金に関する債権譲渡を受け、私が未納利用料金の回収作業を代行させていただくことになりました。

現在、下記のとおり記載の利用料金が未納となっており、本件の遅延損害金及び回収代行手数料も含めまして本日を含める3銀行営業日以内、7月7日(木)を御支払期限として下記の指定口座までご入金していただきますようお願い申し上げます。

御請求金額合計 : 33,405円

運営業者 : アクシツネット

未納利用料金 : 24,400円

遅延損害金 : 6,305円

回収代行手数料 : 2,700円

【振込先口座】

◎◎銀行 : □□支店

口座番号 : 普) . . . . .

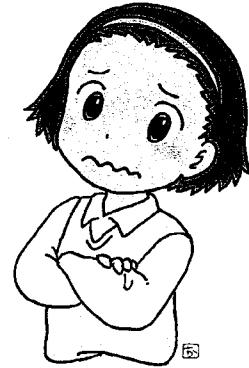
口座名義 : 悪質商会

※ 振込みの際には必ず回収整理番号を名前の前に御入力してください。なお、速やかにお支払いいただけない場合は各地域の債権関連業者及び関連事務所へ登録情報及び個人情報を登録させていただくことになります。結果、最終的に集金担当職員が御自宅を訪問させていただくことになります。その際には上記金額に加え、交通費、人件費等なども上乗せして御請求させていただきますので御承知おきください。

(株) 債権回収企業 悪質商会 代表 悪山悪吉

TEL:03-9999-0000 FAX : 03-9999-0001

ある日突然、このようなメールが送られてきた！  
君ならどうする？



- 1 無視する。
- 2 問い合わせをする。

・・・相手の連絡先のようなものが書いてある。  
聞いてみようか。

相手の連絡先に連絡しちゃダメだよ。

## 身に覚えのないあやしいメールが届いても怖がらないで！

お金を回収しに家に来るとか、裁判に訴えるとか書いてあると、むずかしい言葉がいっぱい並んで、ドキッとして怖くなっちゃうはず。でも、身に覚えがないなら、相手の言うとおりにしちゃダメだよ！心配になったら、必ず家族や先生に相談しよう。

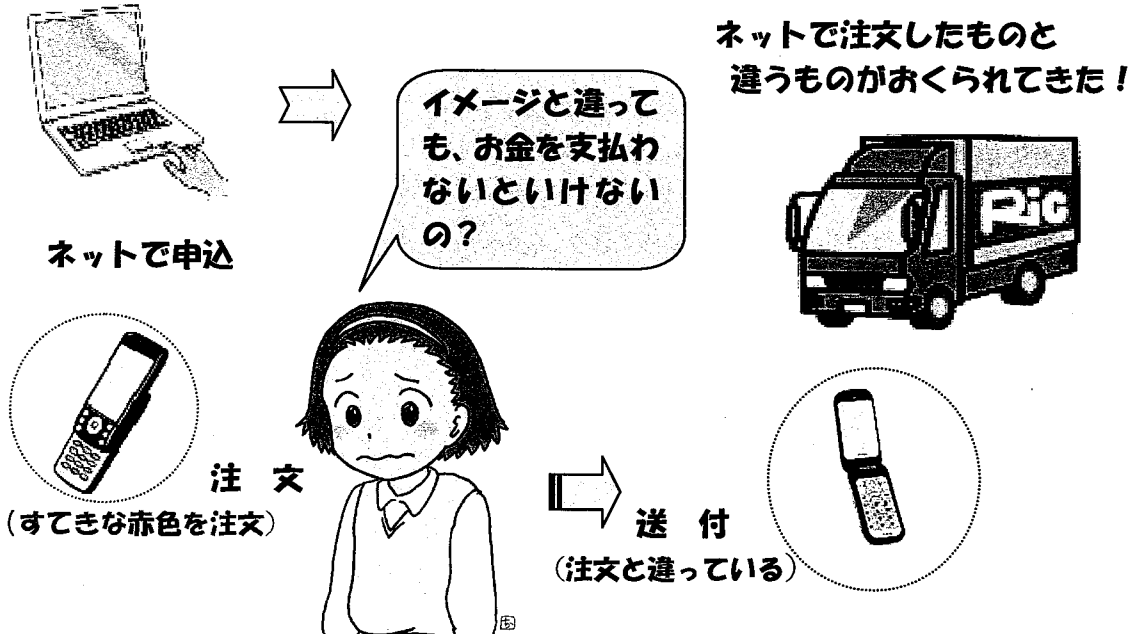
**クイズ(答えはゲーム編を見てね！)**

**抽選にあたったのでプレゼントします！** といったメールが突然きて、自分の名前や住所、電話番号を教えてほしいと書いてある。教えちゃっていいのかな？

ルール編のこたえ ダメ

ケータイは、電車のような場所で使うと、まわりのみんなの迷惑になるからダメ

インターネットは顔の見えない世界!?



- ☆ ネットオークションで買ったのに商品が届かない!  
先にお金は支払ったけど、商品が届かない・・・どうすればいいんだろう?  
※ 答えは「保護者の皆様へ」の③にあるよ!

インターネットは顔の見えない世界!?



- ☆ みんなが書いているから自分も他人の悪口を書き込んだ・・・

他人の悪口を掲示板に書き込んだ・・・でもみんなやっているから問題ないのかな? 友達の住所や顔写真を無断で他人に送ったり、ホームページにのせてもいいのかな?

- ※ 答えは「保護者の皆様へ」の④にあるよ!

## 保護者の皆様へ

**一番重要なこと!** 保護者や先生に相談しよう、といっても、子どもは怒られるんじゃないか、とか、恥ずかしい、ということで誰にも相談せずに自分で解決しようとすることがあります。そうなるとかえって事態を悪化させてしまうことになるので、子どもには事前に携帯電話やパソコンの利用法を十分に説明した上で、日頃からネットの使用状況をチェックすることができるような環境作りに努めることが重要です。

### トラブルに遭ってしまったら…

- ・証拠の保全をしておきましょう。架空請求、不当請求等送られてきた画面の保存をしておくことが重要です。後々紛争が生じたときに、証拠として重要になってきます。不快な内容のメールは見たくないという理由で、不用意に削除しないように。
- ・お子さんはもちろんですが、保護者の方も、相手先の業者に不用意に連絡を取るとは避けましょう。相手先業者には知られていない自分の情報をみすみす漏らすこととなります。

## 具体的なトラブルの紹介と対処法

### ① 不当請求 (ワンクリック詐欺)

#### 【典型事例】

携帯電話やパソコンのネットで、無料をうたった広告メールや待ち受け画面・着メロサイトを利用したところ、突然、「ご入会ありがとうございます。利用料金は〇〇〇円です」とか、「自動登録しました」といったような画面が表示された。無料とうたっていたのに、利用料金を支払わなければならないのでしょうか。

#### 【対処法】

ワンクリック詐欺といわれているものです。契約は、業者と消費者との間でお互いに契約を結ぶという意味がなければ成立しません。ただし、契約は書面がなくても口頭の約束で法的に成立します。このケースでは、業者サイドが、あたかも契約が成立したかのような画面を表示したとしても、消費者に契約を結ぼうという意思がないので、契約は成立していません。しかし、何回もアクセスして利用した場合、そのアクセス履歴や操作記録は業者が保存しているはずなので、あとから「利用する気はなかったのに契約は成立していない」、「料金を支払う義務はないんだ」と言っても、契約する意思がなかったという信憑性は疑われることになり、業者側の主張が認められることになる恐れもあるので注意してください。

### ② 架空請求

#### 【典型事例】

ある日突然、利用した覚えのないサイトから、サイトを利用した料金の支払いを請求するメールが届いた。メールには、回収員が自宅へ出向くとか、速やかに支払わなければ裁判手続きに基づき強制執行を行うといったような、不安をあおるような文言が記されていた。

### **[対処法]**

いわゆる架空請求と呼ばれているものです。全く利用した覚えがなければ、料金が発生するもととなった契約は成立していませんので、無視しましょう。業者がSMS（ショートメッセージサービス）を使って手当たり次第にこのようなメールを送るケースがあります。

送られてきた文書が裁判所からの正式な文書である場合もありますが、メールやはがきで通知文書が届くことはありません。見分けがつかないようでしたら、消費生活センター等相談窓口にご相談に行くといいでしょう。

### **③ネット取引、オークション**

ネットの普及により世界の至る所から商品を購入することができるようになりましたが、普通にショッピングセンターで買い物をするのは異なり、ネット取引は取引相手の見えない契約です。「購入した品物と違う商品が届いた!」、「届いた商品はイメージしていた物とは異なる!」、「代金は支払ったのに注文した商品が届かない!」、「商品を送るように請求したいがホームページが無くなっていて、連絡が取れない!」といった被害が生じています。未成年者が親の同意なく商品を購入したというケースでは、契約を取り消すことが法的に認められる場合がありますが、実際には、ホームページがすでに無くなっているとか、相手業者に連絡が取れないということが多々あり、業者を特定して見つけ出すことがきわめて困難になるケースがあります。このような場合は、各種相談窓口にご相談してください。オークション取引の場合はオークションサイト管理者に出品者、購入者について問い合わせてください。

このようなトラブルに備えて、購入画面やメールのやり取りなどはこまめに保存し、相手特定する手がかりをきちんと保存しておきましょう。お子さんには、ネット取引を行うことにより生じるこのようリスクを十分に説明してください。

### **④名誉侵害・プライバシー侵害**

ネットへの他人を傷つける内容の書き込みや他人の名前、顔写真、住所、電話番号、メールアドレスなどプライバシーや肖像に関わる情報の書き込みは、民事事件や刑事事件に問われることがあります。保護者に対しても監督責任が問われます。さらにはそのような書き込みが原因で殺傷事件にまで発展することがあります。お子さんを誹謗中傷する書き込みがなされた場合に限らず、お子さんがそのような書き込みをしてしまった場合は、速やかに削除をするように管理者に連絡を取るようになしてください。

友達との普通の会話感覚でメールを送ったけど、その発言を巡ってけんかになってしまった、ということが起こっています。文字だけだと相手の表情や語気がわからないので、思わぬ誤解を招くことがあります。お子さんには相手の立場、気持ちになって文章を作るようにアドバイスをお願いします。